

非居住者に係る暗号資産等取引情報の  
自動的交換のための報告制度  
【関連用語集】

令和7年6月

国 税 庁

## 目次

1. 略語と正式名称 .....	2
2. 本制度の対象者等に関連する用語.....	3
3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告暗号資産交換業者等による特定手続の実施等に関連する用語 .....	7
4. 報告暗号資産交換業者等による報告に関連する用語 .....	18
5. 索引.....	28

- ※1 本資料は、「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の概要」及び「FAQ」の参照資料として作成を行ったものです。  
そのため、本資料で使用される用語及び内容が、法令上の定義規定及び内容と完全に一致するものではないことにご留意ください。
- ※2 本資料は、令和8年1月1日現在施行されている法令に基づいて作成しています。

## 1. 略語と正式名称

語	正式名称
法	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和 44 年法律第 46 号)
令	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令 (昭和 62 年政令第 335 号)
規	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 (昭和 44 年大蔵省、自治省令第1号)
平成 28 年改正規	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令 (平成 28 年総務省、財務省令第3号)
犯収法	犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成 19 年法律第 22 号)
犯収法規	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 (平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)
資金決済法	資金決済に関する法律 (平成 21 年法律第 59 号)
金商法	金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号)

## 2. 本制度の対象者等に関連する用語

(暗号資産等取引実施者、報告暗号資産交換業者等、営業所等、暗号資産等、暗号資産等取引)

用語	内容	参照条文
暗号資産等取引実施者	<p><b>次に掲げる者をいいます(法 10 の9①前段)。</b></p> <p>(1) 令和8年1月1日以後に報告暗号資産交換業者等(本ページ下段)との間でその営業所等(4ページ)を通じて暗号資産等取引(6ページ)を行う者</p> <p>(2) 令和7年 12 月 31 日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引をしている者</p>	法 10 の9①前段
報告暗号資産交換業者等 (次ページに続く)	<p><b>次に掲げる者(「暗号資産等取引」の項の(1)から(3)までに掲げる行為(6ページ)のいずれかを業として行う者に限ります。)をいいます(法 10 の9⑤一、令6の 18)。</b></p> <p>(注) この「報告暗号資産交換業者等」は、暗号資産等報告枠組み(CARF: Crypto-Asset Reporting Framework)上の「報告暗号資産サービス・プロバイダ(Reporting Crypto-Asset Service Provider)」に相当するものを規定する観点から定義されており、顧客との間で暗号資産等取引をすることが想定される者として我が国の国内法において規定されているものが列挙されています。なお、CARF においては、暗号資産の「保管」や「移転」のみを行う事業者は報告義務者とはされないため、本制度においても、暗号資産等の「保管」や「移転」のみを行う事業者を報告暗号資産交換業者等の範囲から除外する観点から、「暗号資産等取引」の項の(1)から(3)までに掲げる行為(6ページ)のいずれかを業として行う者」に限定しています。</p> <p><b>(1) 資金決済法第2条第 16 項に規定する暗号資産交換業者</b></p> <p>(注) 暗号資産交換業者は、暗号資産交換業として暗号資産の売買及び交換並びにこれらの行為の媒介、取次ぎ又は代理を行うことができることから(資金決済法2⑮一・二)、暗号資産に係る暗号資産等取引を行う者との関係において報告暗号資産交換業者等として本制度の対象となることが想定されています。</p> <p><b>(2) 資金決済法第2条第 12 項に規定する電子決済手段等取引業者(同法第 62 条の8第2項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含みます。)</b></p> <p>(注) 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業として、4号電子決済手段の売買及び交換並びにこれらの行為の媒介、取次ぎ又は代理を行うことができることから(資金決済法2⑩一・二)、4号電子決済手段に係る暗号資産等取引を行う者との関係において報告暗号資産交換業者等として本制度の対象となることが想</p>	法 10 の9⑤一、 令6の 18

## 2. 本制度の対象者等に関連する用語

(暗号資産等取引実施者、報告暗号資産交換業者等、営業所等、暗号資産等、暗号資産等取引)

用語	内容	参照条文
報告暗号資産 交換業者等	<p>定されています。</p> <p><b>(3) 金商法第2条第9項に規定する金融商品取引業者</b></p> <p>(注) 金融商品取引業者は、金融商品取引業として電子記録移転有価証券表示権利等の売買及び売買の媒介、取次ぎ又は代理を行うことができることから(金商法2⑧)、電子記録移転有価証券表示権利等に係る暗号資産等取引を行う者との関係において報告暗号資産交換業者等として本制度の対象となることが想定されています。</p>	前ページ参照
営業所等	国内(法の施行地をいいます。)にある営業所又は事務所をいいます(法10の9⑤二)。	法10の9⑤二
暗号資産等 (次ページに続く)	<p><b>次に掲げるものをいいます(法10の9⑤三、令6の19①)。</b></p> <p>(注) この「暗号資産等」は、CARF上の「暗号資産(Crypto-Asset)」に相当するものを規定する観点から定義されており、「暗号資産(Crypto-Asset)」の性質を有するものとして我が国の国内法において規定されているものが列挙されています。</p> <p><b>(1) 暗号資産</b></p> <p>資金決済法第2条第14項に規定する暗号資産をいい、この「暗号資産」とは、次に掲げるものをいいます。ただし、下記(3)に掲げる電子記録移転有価証券表示権利等は除かれます。</p> <p>イ 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段(通貨建資産に該当するものを除きます。)を除きます。ロにおいて同じです。)であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの</p>	法10の9⑤三、 令6の19①

## 2. 本制度の対象者等に関連する用語

(暗号資産等取引実施者、報告暗号資産交換業者等、営業所等、暗号資産等、暗号資産等取引)

用語	内容	参照条文
暗号資産等	<p>ロ 不特定の者を相手方として上記イに掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの</p> <p><b>(2) 4号電子決済手段</b></p> <p>資金決済法第2条第5項第4号に掲げるものをいい、具体的には、物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができるが、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの(1号電子決済手段又は3号電子決済手段(資金決済法2⑤一・三)に該当するものを除きます。)のうち、その代価の弁済のために使用することができる範囲、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものをいいます(電子決済手段等取引業者内閣府令2③)。</p> <p>(注) 4号電子決済手段については、通貨建資産に該当しない一定の暗号資産型デジタル資産が想定されていることを踏まえ、本制度の対象とされていますが、他方、資金決済法上の他の電子決済手段(資金決済法2⑤一～三)については、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の対象となる「特定電子決済手段等」に該当することとされています(令6の8一ニ(1))。</p> <p><b>(3) 電子記録移転有価証券表示権利等</b></p> <p>金商法第29条の2第1項第8号に規定する権利を表示するもの(資金決済法第2条第14項各号に掲げる財産的価値に限り、)をいいます。</p> <p>(注) 本制度の対象となる電子記録移転有価証券表示権利等は、暗号資産の性質を有するものを報告対象とする観点から、「資金決済法第2条第14項各号に掲げる財産的価値」に限定しています。</p>	前ページ参照

## 2. 本制度の対象者等に関連する用語

(暗号資産等取引実施者、報告暗号資産交換業者等、営業所等、暗号資産等、暗号資産等取引)

用語	内容	参照条文
暗号資産等取引	<p>次に掲げる行為(以下「暗号資産等売買等」といいます。)を行うことを内容とする契約の締結をいいます(法10の9⑤三、令6の19②)。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 暗号資産等の売買</li><li>(2) 暗号資産等と他の暗号資産等との交換</li><li>(3) 上記(1)又は(2)に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理</li><li>(4) 暗号資産等の移転又は受入れ</li></ul>	法10の9⑤三、 令6の19②

### 3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告暗号資産交換業者等による特定手続の実施等に関する用語

#### (1) 共通(特定対象者、特定法人、実質的支配者、特定組合員等)

用語	内容	参照条文
特定対象者	<p>暗号資産等取引実施者をいいます(ただし、①暗号資産等取引実施者が特定法人(本ページ下段)である場合において、その特定法人に係る実質的支配者(9ページ)があるときは、その特定法人及びその実質的支配者とされ、②暗号資産等取引実施者が特定組合員等(9・10 ページ)(信託の受託者にあつては、その信託が外国に税務上の居住地を有する法人等(12 ページ)に該当する場合におけるその受託者に限ります。)である場合には、その暗号資産等取引をその業務として行うその特定組合員等に係る「特定組合員等」の項の(1)から(3)に掲げる者(9・10 ページ)とされます。)(法 10 の9①)。</p> <p>(注) 「特定対象者」の意義は、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における「特定対象者」の意義(法 10 の5①)と基本的に同様とされています。</p>	法 10 の9①
特定法人 (次ページに続く)	<p><b>次に掲げる法人以外の法人をいいます(法 10 の9⑤四、令6の 20 による準用後の令6の9)。</b></p> <p>(1) その発行する株式が外国金融商品取引所又は金融商品取引所において上場されている法人</p> <p>(2) 上記(1)に掲げる法人(以下「上場法人」といいます。)と他の法人との間に次に掲げる関係がある場合における当該他の法人</p> <p>イ いずれか一方の法人が他方の法人を直接又は間接に支配する関係</p> <p>ロ 同一の者がその上場法人及び当該他の法人を直接又は間接に支配する関係</p> <p>(3) 国、地方公共団体若しくは日本銀行又は外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは我が国が加盟している国際機関</p> <p>(4) 上記(3)に掲げる法人が資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部を出資している法人</p> <p>(5) 法人税法別表第一に掲げる法人及び同法別表第二に掲げる法人(収益事業を行っていないものに限ります。)</p> <p>(6) 外国報告金融機関等以外の報告金融機関等(法人に限るものとし、一定の報告金融機関等(令6</p>	法 10 の9⑤四、 令6の 20 による準 用後の令6の9

### 3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告暗号資産交換業者等による特定手続の実施等に関連する用語

#### (1) 共通(特定対象者、特定法人、実質的支配者、特定組合員等)

用語	内容	参照条文
<p>特定法人 (次ページに続く)</p>	<p>の7①四～六)に掲げる者を除きます。)</p> <p>(7) 外国の法令に準拠して設立された法人(外国報告金融機関等を除きます。)で上記(6)に掲げる法人に類するもの及び外国報告金融機関等(これらのうち外国の法令に準拠して設立された一定の報告金融機関等(令6の7①四～六)に類するものを除きます。)</p> <p>(8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項第1号に規定する持株会社であって、法令又は定款の規定により、その同条第5項に規定する子会社(報告金融機関等(法 10 の5⑧一)を除きます。)の経営管理を行うこと及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないことが定められているもの</p> <p>(9) 主として上記(2)イ又はロに掲げる関係にある法人(報告金融機関等を除きます。)に対する出資、融資その他これらに準ずる取引を行うことを業務とする法人</p> <p>(10) 法人の直前の事業年度(10)において「直前事業年度」といいます。)が次に掲げる要件の全てに該当する場合におけるその法人</p> <p>イ 直前事業年度の総収入金額のうちその直前事業年度の投資関連所得に係る収入金額の占める割合が50%に満たないこと。</p> <p>ロ 直前事業年度終了の時の総資産の額のうちその直前事業年度終了の時の投資関連所得を生ずべき資産の額の合計額の占める割合が50%に満たないこと。</p> <p>(注) 「投資関連所得」とは、利子所得、配当所得等の一定の所得をいいます。なお、「投資関連所得」の意義は、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における「投資関連所得」の意義(規 16 の9②)と基本的に同様とされています(規 16 の 17 による準用後の規 16 の9②)。</p> <p>(11) その設立の日以後2年を経過していない法人であって、その事業を開始していないもの(外国の法令に準拠して設立された一定の報告金融機関等(令6の7①四～六)に類する法人を除きます。)</p>	<p>前ページ参照</p>

### 3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告暗号資産交換業者等による特定手続の実施等に関連する用語

#### (1) 共通(特定対象者、特定法人、実質的支配者、特定組合員等)

用語	内容	参照条文
特定法人	(注) 「特定法人」の意義は、上記(6)、(7)及び(11)に掲げる法人を除き、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における「特定法人」の意義(法 10 の5⑧四、令6の9)と基本的に同様とされています。	<a href="#">7ページ</a> 参照
実質的支配者	<p>法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある一定の者をいい(法 10 の9⑤五)、具体的には、犯収法第4条第1項又は第2項又は犯収法規第 20 条第3項(同条第1項第 24 号に係る部分に限ります。)の規定により、同令第 11 条第2項各号に定める者として確認された者とされています(規 16 の 18 による準用後の規 16 の 10)。</p> <p>(注) 「実質的支配者」の意義は、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における「実質的支配者」の意義(法 10 の5⑧五、規 16 の 10)と基本的に同様とされています。</p>	法 10 の9⑤五、 規 16 の 18 による 準用後の規 16 の 10
特定組合員等 (次ページに続く)	<p><b>次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める者をいいます(法 10 の9⑤六、令6の 21 による準用後の令6の 10)。</b></p> <p>(1) 組合契約(注)によって成立する組合…組合契約を締結している組合員(匿名組合契約等(匿名組合契約及び外国におけるこれに類する契約をいいます。(1)において同じです。))にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者)であつて、暗号資産等取引をその組合契約によって成立する組合の業務として行うもの</p> <p>(注) 「組合契約」とは、民法第 667 条第1項に規定する組合契約(これに類するものとして次に掲げる契約を含みます)又は匿名組合契約等をいいます(令6の 21 による準用後の令6の 10)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約</li> <li>b 有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約</li> <li>c 外国における次に掲げる契約に類する契約 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 民法第 667 条第1項に規定する組合契約</li> <li>(b) a及びbに掲げる契約</li> </ul> </li> </ul>	法 10 の9⑤六、 令6の 21 による準 用後の令6の 10

### 3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告暗号資産交換業者等による特定手続の実施等に関連する用語

#### (1) 共通(特定対象者、特定法人、実質的支配者、特定組合員等)

用語	内容	参照条文
特定組合員等	(2) 上記(1)に掲げる組合に準ずる事業体…暗号資産等取引をその事業体の業務として行う者 (3) 信託…信託の受託者であって、暗号資産等取引をその信託の業務として行うもの (注) 「特定組合員等」の意義は、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における「特定組合員等」の意義(法 10 の5⑥六、令6の 10)と基本的に同様とされています。	前ページ参照

### 3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告暗号資産交換業者等による特定手続の実施等に関連する用語

(2) 届出書の提出関連(新規届出書、異動届出書、居住地国、法人等、特定信託受託者、遺産法人等、法人番号確認書類、法人番号保有者、法人確認書類)

用語	内容	参照条文
新規届出書	<p>「暗号資産等取引実施者」の項に掲げる(1)の者(3ページ)にあつては、報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う際に、(2)の者(3ページ)にあつては、令和8年12月31日までに、報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出しなければならないとされている届出書をいいます。新規届出書には、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国(本ページ下段)、外国の納税者番号等の所定の事項を記載する必要があります(法10の9①前段、規16の14①)。</p> <p>(注) 一定の場合、新規届出書の提出に併せて、法人番号確認書類(12・13ページ)の提示が必要となります。</p>	法10の9①前段、 規16の14①
異動届出書	<p>新規届出書を提出した者が、その新規届出書に記載された事項のうち特定対象者の居住地国(本ページ下段)その他の特定の事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた日(その異動を生じた事項がその者に係る実質的支配者に係るものである場合には、その異動を生じたことを知った日)から3月を経過する日までに、報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出しなければならないとされている届出書をいいます。異動届出書には、その異動を生じた後のその特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国、外国の納税者番号等の所定の事項を記載する必要があります。また、当該異動届出書の提出をした後、再びその異動を生じた場合についても、同様とすることとされています(法10の9②、規16の15①②)。</p> <p>(注) 一定の場合、異動届出書の提出に併せて、法人番号確認書類(12・13ページ)の提示が必要となります。</p>	法10の9②、 規16の15①②
居住地国 (次ページに続く)	<p><b>次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域をいいます(法10の9⑤七)。</b></p> <p>(1) 外国の法令において、その外国に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて居所を有し、若しくは本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他その外国にこれらに類する場所を有することにより、又はその外国の国籍を有することその他これに類する基準により、所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている個人又は法人</p>	法10の9⑤七

### 3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告暗号資産交換業者等による特定手続の実施等に関連する用語

(2) 届出書の提出関連(新規届出書、異動届出書、居住地国、法人等、特定信託受託者、遺産法人等、法人番号確認書類、法人番号保有者、法人確認書類)

用語	内容	参照条文
居住地国	<p>等(法人又は「特定組合員等」の項の(1)から(3)に掲げる者(9・10 ページ)をいいます。この項において同じです。)…その外国</p> <p>(2) 外国にその財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が所在する法人等(上記(1)に掲げる法人等、内国法人及び信託を除きます。)…その外国</p> <p>(3) 居住者又は法人等(上記(1)及び(2)に掲げる法人等並びに信託を除きます。)…我が国</p> <p>(注) 本制度上、我が国の所得税法上の居住者とされる個人は、租税条約上の「双方居住者の振分けルール」の適用の有無に関わらず、国内に住所又は居所を有するものとして取り扱うために、「双方居住者の取扱い」に関する規定(法6)の適用の及ぶ租税条約等実施特例法の規定から、本制度に関する規定(法10の9～10の12)を除外することとされています(法6)。</p> <p>(注) 「居住地国」の意義は、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における「居住地国」の意義(実特法10の5⑧七)と基本的に同様とされています。</p>	前ページ参照
法人等	法人又は「特定組合員等」の項の(1)から(3)に掲げる者(9・10 ページ)をいいます(法10の9⑤七イ)。	法10の9⑤七イ
特定信託受託者	特定組合員等(外国に税務上の居住地を有する法人等に該当する信託以外の信託の受託者に限ります。)をいいます(規16の14①ニイ)。	規16の14①ニイ
遺産法人等	遺産の準拠法によって被相続人の遺産が法人等とされるものをいいます(規16の14①ニロ)。	規16の14①ニロ
法人番号確認書類 (次ページに続く)	<p><b>次に掲げる書類のいずれかをいいます(規16の14④による準用後の規16の2④)。</b></p> <p>(1) 法人番号通知書(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第38条(同令第39条第4項において準用する場合を含みます。)の規定による通知に係る書面をいい、内国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載のあるものに限</p>	規16の14④による準用後の規16の2④

### 3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告暗号資産交換業者等による特定手続の実施等に関連する用語

(2) 届出書の提出関連(新規届出書、異動届出書、居住地国、法人等、特定信託受託者、遺産法人等、法人番号確認書類、法人番号保有者、法人確認書類)

用語	内容	参照条文
法人番号確認書類	<p>ります。)で、報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたもの</p> <p>(2) イ又はロに掲げる書類及び法人確認書類(本ページ下段)</p> <p>イ 法人番号通知書(上記(1)に掲げるものを除きます。)</p> <p>ロ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 39 条第4項の規定により公表されている内国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含みます。))とその内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。)に係る電子計算機を用いて出力することにより作成した書面(報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたものに限りま。</p>	前ページ参照
法人番号保有者	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 39 条第4項に規定する法人番号保有者をいいます(令6の2②)。</p>	令6の2②
法人確認書類 (次ページに続く)	<p><b>内国法人の次に掲げる書類(その内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限りま。)</b>のいずれかをいいます(規 16 の 14④による準用後の規 16 の2⑤)。</p> <p>(1) その内国法人の設立の登記に係る登記事項証明書(その内国法人が設立の登記をしていないときは、その内国法人を所轄する行政機関の長のその内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類)若しくはこれらの書類の写し、印鑑証明書又は法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許可、認可若しくは承認に係る書類(報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提示する日前6月以内に交付又は送付を受けたものに限りま。)</p> <p>(2) 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料(所得税法第 74 条第2項各号に掲げる保険料、納付金又は掛金をいいます。)の領収証書(領収日付又は発行年月日の記載のあるも</p>	規 16 の 14④による準用後の規 16 の2⑤

### 3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告暗号資産交換業者等による特定手続の実施等に関する用語

(2) 届出書の提出関連(新規届出書、異動届出書、居住地国、法人等、特定信託受託者、遺産法人等、法人番号確認書類、法人番号保有者、法人確認書類)

用語	内容	参照条文
法人確認書類	ので、その日が報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提示する日前6月以内のものに限ります。)	前ページ参照

### 3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告暗号資産交換業者等による特定手続の実施等に関する用語

#### (3) 報告暗号資産交換業者等による特定手続の実施関連(住所等所在地国、住所等所在地国情報、本店所在地国情報、新情報)

用語	内容	参照条文
住所等所在地国	特定対象者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域をいいます(法10の9④)。	法10の9④
住所等所在地国情報 (次ページに続く)	<p><b>次に掲げる情報をいいます(規16の16②)。</b></p> <p><b>(1) 住所等所在地国情報①</b></p> <p><b>次に掲げる情報をいいます(規16の16④による準用後の規16の3⑭)。</b></p> <p>イ 居住地国を示す情報</p> <p>ロ 現在の住所又は居所</p> <p>ハ 電話番号(外国を登録地とするものに限り、かつ、他に我が国を登録地とするものがない場合に限ります。)</p> <p>ニ 自動送金指図(暗号資産等取引に係る契約に係る資産のうちから継続的に送金(これに準ずるものを含みます。)をするための指図をいいます。)</p> <p>ホ 暗号資産等取引に係る契約に係る代理権を有する者の住所又は居所</p> <p><b>(2) 住所等所在地国情報②</b></p> <p><b>次に掲げる情報をいいます(規16の16⑤による準用後の規16の3⑮)。</b></p> <p>イ 報告暗号資産交換業者等との間で暗号資産等取引に係る契約を締結している者宛ての郵便物(民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物を含みます。ロにおいて同じです。)を受け取る場所としてその者(その代理人を含みます。)により指定されている郵便局(簡易郵便局法第2条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所をいい、簡易郵便局(同法第7条第1項に規定する施設をいいます。))及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者の事業所又は営業所を含みます。イにおいて同じです。)又は外国における郵便局に相当するものの所在地</p> <p>ロ 報告暗号資産交換業者等との間で暗号資産等取引に係る契約を締結している者の住所又は居所</p>	<p>規16の16②、 規16の16④ による準用後の 規16の3⑭、 規16の16⑤ による準用後の 規16の3⑮</p>

### 3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告暗号資産交換業者等による特定手続の実施等に関する用語

#### (3) 報告暗号資産交換業者等による特定手続の実施関連(住所等所在地国、住所等所在地国情報、本店所在地国情報、新情報)

用語	内容	参照条文
住所等所在地国情報	以外の場所で郵便物の宛先として指定されている場所(イに掲げる情報を除きます。)	前ページ参照
本店所在地国情報	<p><b>次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める場所をいいます(規 16 の 16②)。</b></p> <p>(1) 暗号資産等取引を行った法人(暗号資産等取引を行った法人が特定組合員等である場合には、その暗号資産等取引をその業務として行う特定組合員等に係る「特定組合員等」の項の(1)から(3)(<a href="#">9・10 ページ</a>)に掲げるもの。(2)において「法人暗号資産等取引契約者等」といい、(2)に掲げるものを除きます。)…本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所その他これらに類する場所</p> <p>(2) 法人暗号資産等取引契約者等(「特定組合員等」の項の(3)に掲げる信託(<a href="#">10 ページ</a>)に限ります。(2)において「特定信託」といいます。)…次に掲げる場所</p> <p>イ 特定信託が「居住地国」の項の(1)に掲げる「法人等」(<a href="#">12 ページ</a>)に該当する場合には、その法人等に係る「居住地国」の項の(1)に定める国又は地域に所在する「居住地国」の項の(1)の本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所その他これらに類する場所</p> <p>ロ 特定信託がイに規定する場合に該当しない場合には、その特定信託に係る「特定組合員等」の項の(3)に定める者(<a href="#">10 ページ</a>)の本店又は主たる事務所の所在地(その者が個人である場合には、住所又は居所)、その事業が管理され、かつ、支配されている場所その他これらに類する場所</p>	規 16 の 16②
新情報 (次ページに続く)	特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が新規届出書又は異動届出書(以下この項において「届出書等」といいます。)に記載された事項のうち特定対象者の居住地国等一定の事項と異なることを示す情報であって、具体的には、報告暗号資産交換業者等が保存している記録に追加される情報のうち、届出書等(届出書等に係る規第 16 条の 14 第3項(規第 16 条の 15 第3項において準用する場合を含みます。)に規定する他の書類を含みます。)若しくはその報告暗号資産交換業者等による特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定の基因となった書類若しくはこれら	法 10 の 9④、 規 16 の 16②

3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告暗号資産交換業者等による特定手続の実施等に関する用語  
 (3) 報告暗号資産交換業者等による特定手続の実施関連(住所等所在地国、住所等所在地国情報、本店所在地国情報、新情報)

用語	内容	参照条文
新情報	<p>の記載事項のうち次に掲げる事項に係るもの(これらに関して作成された記録を含みます。)が真実かつ正確であるものでないことを知り、若しくは知り得る状態であったと認められることとなり、又はその特定の基因となった住所等所在地国情報及び本店所在地国情報に関する状況の変化(その特定対象者の次に掲げる事項に関連し、又はその事項の内容と矛盾する情報を追加する結果となるものを含みます。)を示すもの(その報告暗号資産交換業者等がその情報に基づきその特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をする場合には、その特定をする前におけるその特定対象者の居住地国(その届出書等に記載されたものに限ります。)又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域(その報告暗号資産交換業者等が特定をしたものに限ります。)と異なる国又は地域に関する情報に限ります。)をいいます。</p> <p>(1) 特定対象者(特定法人に係る実質的支配者を除きます。)の居住地国又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域</p> <p>(2) 特定対象者(暗号資産等取引を行った法人に限ります。)が特定法人に該当するかどうかに関する事項</p> <p>(3) 特定対象者(特定法人に限ります。)に実質的支配者があるかどうかに関する事項</p> <p>(4) 特定対象者(特定法人に係る実質的支配者に限ります。)の居住地国又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域</p> <p>(5) 特定対象者(暗号資産等取引を行った者に限ります。)が報告対象外となる者(18 ページ)に該当するかどうかに関する事項</p> <p>(注) 「新情報」の意義は、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における「新情報」の意義(規 16 の5の2②)と基本的に同様とされています。</p>	前ページ参照

#### 4. 報告暗号資産交換業者等による報告に関連する用語

(報告対象外となる者、外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるもの、報告対象契約、報告対象国、特定居住地国、報告事項、公正市場価値額、特定電子支払手段)

用語	内容	参照条文
報告対象外となる者	<p><b>次に掲げる者のことをいいます(法 10 の 10①)。</b></p> <p>(1) 「特定法人」の項の(1)～(3)及び(7)に掲げる法人 (<a href="#">7・8ページ</a>) (令6の 24①による準用後の令6の 14①一)</p> <p>(2) 上場組合等(注)に係る特定組合員等 (<a href="#">9・10 ページ</a>) (令6の 24①による準用後の令6の 14①一、規 16 の 19①による準用後の規 16 の 12①)</p> <p>(3) 上場法人又は上場組合等に係る特定組合員等との間に一定の支配的関係がある法人又は特定組合員等の項の(1)から(3)に掲げる者に係る特定組合員等 (<a href="#">9・10 ページ</a>) (令6の 24①による準用後の令6の 14①一、規 16 の 19③による準用後の規 16 の 12④～⑧)</p> <p>(4) 外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるもの (<a href="#">19・20 ページ</a>) (令6の 24①による準用後の令6の 14①一、規 16 の 19②による準用後の規 16 の 12②③)</p> <p>(注) 次に掲げるものをいいます(令6の 24①による準用後の令6の 14①一、規 16 の 19①による準用後の規 16 の 12①)。</p> <p>a 「特定組合員等」の項の(1)に掲げる組合契約に基づく権利 (<a href="#">9ページ</a>) が外国金融商品市場(金商法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。c において同じです。)において売買されている「特定組合員等」の項の(1)に掲げる組合 (<a href="#">9ページ</a>)</p> <p>b a に掲げる組合に準ずる事業体</p> <p>c その受益権が外国金融商品市場において売買されている「特定組合員等」の項の(3)に掲げる信託 (<a href="#">10 ページ</a>)</p> <p>(注) 「報告対象外となる者」の範囲は、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における「報告対象外となる者」の範囲(令6の 14①、規 16 の 12①～⑧)と基本的に同様とされています。</p>	法 10 の 10①

#### 4. 報告暗号資産交換業者等による報告に関連する用語

(報告対象外となる者、外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるもの、報告対象契約、報告対象国、特定居住地国、報告事項、公正市場価値額、特定電子支払手段)

用語	内容	参照条文
外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるもの (次ページに続く)	<p><b>法人で次に掲げる要件の全てを満たすものをいいます(令6の 24①による準用後の令6の 14①一、規 16 の 19②による準用後の規 16 の 12②③)。</b></p> <p>(1) 外国の政府又は地方公共団体(以下この項において「外国政府等」といいます。)との間に完全支配関係(注)があること。</p> <p>(注) 「完全支配関係」とは、次に掲げる者のいずれかが法人の発行済株式又は出資(その法人が有する自己の株式又は出資を除きます。(注)において「発行済株式等」といいます。)の全部を保有する場合におけるその者とその法人との間の関係((注)において「直接完全支配関係」といいます。)をいいます。この場合において、その者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人又はその者との間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を保有するときは、その者は当該他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなすこととされています(規 16 の 19②による準用後の規 16 の 12③)。</p> <p>    a 一の外国の政府(その外国の一又は二以上の地方公共団体を含みます。)</p> <p>    b 一の外国の一又は二以上の地方公共団体</p> <p>(2) 法人の純利益の額が、その法人又はその法人に係る外国政府等グループ((1)の外国政府等及びその外国政府等による完全支配関係がある他の法人の集団をいいます。(2)(3)において同じです。)に属する他の法人の確定した決算において経理される場合(次に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除きます。)におけるその法人であること。</p> <p>    イ 法人の行う事業が、公共の福祉の増進に寄与することを目的とせず、かつ、その外国政府等の事業に関連しない場合</p> <p>    ロ 法人の事業活動からもたらされる経済的利益がその外国政府等グループに属する法人以外の者によって享受される場合において、その経済的利益の享受がその法人の事業の目的に照らして適当であると認められないとき。</p>	令6の 24①による準用後の令6の 14①一、規 16 の 19②による準用後の規 16 の 12②③

#### 4. 報告暗号資産交換業者等による報告に関連する用語

(報告対象外となる者、外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるもの、報告対象契約、報告対象国、特定居住地国、報告事項、公正市場価値額、特定電子支払手段)

用語	内容	参照条文
外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるもの	<p>ハ 法人が銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業を行う場合には、その金融業に係る事業活動から生ずる所得の全部又は一部がその外国政府等グループに属する法人以外の者に帰属するとき。</p> <p>(3) 法人が解散したときは、その残余財産の全部がその法人に係る(2)の外国政府等グループに属する他の法人に帰属すること。</p>	前ページ参照
報告対象契約	<p><b>暗号資産等取引に係る契約のうち次に掲げるものをいいます(法 10 の 10②)。</b></p> <p>(1) 特定居住地国(21 ページ)が報告対象国(21 ページ)である者(特定居住地国が報告対象国である「特定組合員等」の項の(1)から(3)に掲げる者(9・10 ページ)に係る特定組合員等を含みます。)が締結しているもの</p> <p>(2) 特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人で、その特定法人に係る実質的支配者の特定居住地国が報告対象国である特定法人が締結しているもの</p> <p>(注) 報告暗号資産交換業者等との間で締結し、又は締結していた報告対象契約の他にその報告暗号資産交換業者等との間で締結していた他の暗号資産等取引に係る契約(報告対象契約を除きます。)がある場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該他の暗号資産等取引に係る契約は報告対象契約とみなされ、当該他の暗号資産等取引に係る契約に係る暗号資産等売買等に関する情報についても、報告対象契約に係る暗号資産等売買等に関する情報と共に報告の対象とされています(令6の 24③)。</p> <p>a その年の 12 月 31 日において報告対象契約を締結している場合</p> <p>b その年中に終了したその報告暗号資産交換業者等との間で締結していた暗号資産等取引に係る契約のうち最後に終了したものが報告対象契約である場合(その年の 12 月 31 日において当該他の暗号資産等取引に係る契約を締結している場合を除きます。)</p>	法 10 の 10②

#### 4. 報告暗号資産交換業者等による報告に関連する用語

(報告対象外となる者、外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるもの、報告対象契約、報告対象国、特定居住地国、報告事項、公正市場価値額、特定電子支払手段)

用語	内容	参照条文
報告対象国	租税条約等の相手国等のうち一定の国又は地域をいいます(法 10 の 10②一)。具体的には、租税条約等の相手国等のうち CARF に従って非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換を実施することについての税務当局間の合意がなされた国又は地域をいい、今後、この税務当局間の合意を踏まえ、順次、規定される見込みです。	法 10 の 10②一
特定居住地国	<p><b>次に掲げる国又は地域をいいます(法 10 の 10①)。</b></p> <p>(1) 新規届出書又は異動届出書に特定対象者の居住地国として記載された国又は地域</p> <p>(2) 特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域として特定された国又は地域</p>	法 10 の 10①
報告事項 (次ページに続く)	<p><b>報告暗号資産交換業者等が報告すべき事項は、報告対象契約に係る次に掲げる事項とされています(法 10 の 10①、規 16 の 19④)。</b></p> <p>(1) その報告対象契約に係る暗号資産等取引を行った者(次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるものとされます。(2)において同じです。)の氏名、住所(口に定める者にあつては、その者の死亡の時ににおける住所とされます。)及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>イ その報告対象契約に係る暗号資産等取引を行った者が特定組合員等である場合(口に掲げる場合を除きます。)…その報告対象契約に係る暗号資産等取引をその業務として行ったその特定組合員等に係る「特定組合員等」の項の(1)から(3)に掲げる者(9・10 ページ)</p> <p>ロ その報告対象契約に係る暗号資産等取引を行った者(その報告対象契約に係る暗号資産等取引を行った者が特定組合員等以外の者である場合には法人に限るものとされ、その報告対象契約に係る暗号資産等取引を行った者が特定組合員等である場合にはその特定組合員等に係る「特定組合員等」の項の(1)から(3)に掲げる者(9・10 ページ)とされます。)が遺産法人等である場合…その遺産法人等に係る被相続人</p> <p>(2) その報告対象契約に係る暗号資産等取引を行った者(その報告対象契約に係る暗号資産等取引を</p>	法 10 の 10①、 規 16 の 19④

#### 4. 報告暗号資産交換業者等による報告に関連する用語

(報告対象外となる者、外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるもの、報告対象契約、報告対象国、特定居住地国、報告事項、公正市場価値額、特定電子支払手段)

用語	内容	参照条文
<p>報告事項 (次ページに続く)</p>	<p>行った者が特定信託受託者である場合には、その特定信託受託者とされます。(2)において同じです。)の特定居住地国の名称及びその特定居住地国(外国に限ります。)においてその暗号資産等取引を行った者の納税者番号がある場合(規第 16 条の 14 第2項の規定により、届出書への納税者番号の記載を省略できる場合を除きます。)には、その納税者番号(法第 10 条の9第4項の規定により特定されたその暗号資産等取引を行った者の住所等所在地国と認められる国又は地域の納税者番号にあつては、報告暗号資産交換業者等が保有している場合に限ります。)</p> <p>(3) その報告対象契約に係る暗号資産等取引を行った者が特定法人である場合において、その特定法人に係る実質的支配者(特定居住地国が報告対象国である者に限ります。)があるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ その実質的支配者に係る上記(1)及び(2)に掲げる事項</p> <p>ロ その実質的支配者とその特定法人との関係(犯収法規第 20 条第 1 項第 24 号に掲げる関係に該当するものに限ります。)</p> <p>(4) 上記(3)の場合において、特定法人が内国法人であるときは、その特定法人の法人番号(その特定法人が法人番号を有する場合に限ります。)</p> <p>(5) その年において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて行われたその報告対象契約に係る暗号資産等売買等に係る暗号資産等の種類ごとの次に掲げる事項</p> <p>イ 暗号資産等の名称</p> <p>ロ 暗号資産等の売却(本邦通貨又は外国通貨を対価として行われるものに限るものとし、特定電子支払手段(27 ページ)との交換による暗号資産等の譲渡を含みます。)の対価の額(その売却に係る取引手数料がある場合には、その取引手数料の額を控除した残額)の合計額、売却をした暗号資産等の総数量及び暗号資産等の売却の件数の合計数</p>	<p>参照条文</p> <p>前ページ参照</p>

#### 4. 報告暗号資産交換業者等による報告に関連する用語

(報告対象外となる者、外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるもの、報告対象契約、報告対象国、特定居住地国、報告事項、公正市場価値額、特定電子支払手段)

用語	内容	参照条文
<p>報告事項 (次ページに続く)</p>	<p>ハ 暗号資産等の購入(本邦通貨又は外国通貨を対価として行われるものに限るものとし、特定電子支払手段との交換による暗号資産等の取得を含みます。へを除き、この用語集において同じです。)の対価の額(その購入に係る取引手数料がある場合には、その取引手数料の額を控除した残額)の合計額、購入をした暗号資産等の総数量及び暗号資産等の購入の件数の合計数</p> <p>ニ 他の暗号資産等との交換による譲渡をした暗号資産等の公正市場価値額(25～27 ページ)(その譲渡に係る取引手数料がある場合には、その取引手数料の額を控除した残額)の合計額及び総数量並びにその譲渡の件数の合計数</p> <p>ホ 他の暗号資産等との交換による取得をした暗号資産等の公正市場価値額(その取得に係る取引手数料がある場合には、その取引手数料の額を控除した残額)の合計額及び総数量並びにその取得の件数の合計数</p> <p>ヘ 移転をした暗号資産等(ロの売却及びニの交換による譲渡をした暗号資産等のいずれにも該当しないものであり、かつ、物品購入等(物品その他の財産的価値の購入、譲受け、借受けその他の方法による受入れ又は役務の提供を受けることをいいます。へにおいて同じです。)の対価の額(その対価の支払が外国通貨で行われる場合には、その物品購入等の時における外国為替の売買相場により、本邦通貨表示の金額に換算した金額)が 500 万円を超える場合におけるその物品購入等の対価として支払われるものに限ります。)の公正市場価値額の合計額及び総数量並びにその移転の件数の合計数</p> <p>(注) 上記の「移転をした暗号資産等」は、CARF 上の「報告対象リテール決済取引(Reportable Retail Payment Transaction)」に対応する観点から規定されています。なお、上記の閾値を超えない物品購入等の対価として支払われた暗号資産等については、上記の移転をした暗号資産等に該当しないこととなる一方、下記トの移転をした暗号資産等に該当することとなり、報告の対象となります。</p>	<p>21 ページ参照</p>

#### 4. 報告暗号資産交換業者等による報告に関連する用語

(報告対象外となる者、外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるもの、報告対象契約、報告対象国、特定居住地国、報告事項、公正市場価値額、特定電子支払手段)

用語	内容	参照条文
<p style="text-align: center;"><b>報告事項</b> (次ページに続く)</p>	<p>ト 移転をした暗号資産等(その報告対象契約に係る暗号資産等取引を行った者の暗号資産等勘定(その報告暗号資産交換業者等の営業所、事務所その他これらに類するものに設定される暗号資産等の管理に係る勘定をいいます。ト及びチにおいて同じです。))からその者の他の暗号資産等勘定への移転をしたものを除くものとし、上記ロの売却、上記ニの交換による譲渡及び上記への移転をした暗号資産等のいずれにも該当しないものに限り、トにおいて同じです。))に係る次に掲げる事項</p> <p>(イ) 移転をした暗号資産等の公正市場価値額の合計額及び総数量並びにその移転の件数の合計数</p> <p>(ロ) 移転をした暗号資産等のその移転の種類(その報告暗号資産交換業者等がその移転の種類を把握するために必要な情報を保有している場合におけるその移転の種類に限り、その名称及び上記(イ)に掲げる事項</p> <p>チ 受入れをした暗号資産等(その報告対象契約に係る暗号資産等取引を行った者の他の暗号資産等勘定からその者の暗号資産等勘定に受入れをしたものを除くものとし、上記ハの購入及び上記ホの交換による取得をした暗号資産等のいずれにも該当しないものに限り、チにおいて同じです。))に係る次に掲げる事項</p> <p>(イ) 受入れをした暗号資産等の公正市場価値額の合計額及び総数量並びにその受入れの件数の合計数</p> <p>(ロ) 受入れをした暗号資産等のその受入れの種類(その報告暗号資産交換業者等がその受入れの種類を把握するために必要な情報を保有している場合におけるその受入れの種類に限り、その名称及び上記(イ)に掲げる事項</p> <p>リ 移転をした暗号資産等が次に掲げる暗号資産等の区分に応じそれぞれ次に定める勘定に受入れをされたものである場合(その報告暗号資産交換業者等がその受入れをされたものであることを把握</p>	<p style="text-align: center;"><a href="#">21 ページ</a>参照</p>

#### 4. 報告暗号資産交換業者等による報告に関連する用語

(報告対象外となる者、外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるもの、報告対象契約、報告対象国、特定居住地国、報告事項、公正市場価値額、特定電子支払手段)

用語	内容	参照条文
報告事項	<p>するために必要な情報を保有している場合に限り。)</p> <p>には、それぞれ次に掲げる暗号資産等の公正市場価値額の合計額及び総数量</p> <p>(イ) 暗号資産等(「暗号資産等」の項の(1)に掲げるもの(4・5ページ)に限り。)(イ)において同じです。)…資金決済法第2条第16項に規定する暗号資産交換業者及び同条第17項に規定する外国暗号資産交換業者以外の者において設定される暗号資産等の管理に係る勘定</p> <p>(ロ) 暗号資産等(「暗号資産等」の項の(2)に掲げるもの(5ページ)に限り。)(ロ)において同じです。)…資金決済法第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者(同法第62条の8第2項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含みます。)及び同法第2条第13項に規定する外国電子決済手段等取引業者以外の者において設定される暗号資産等の管理に係る勘定</p> <p>(ハ) 暗号資産等(「暗号資産等」の項の(3)に掲げるもの(5ページ)に限り。)(ハ)において同じです。)…金商法第2条第9項に規定する金融商品取引業者及び外国金融商品取引業者(同法に相当する外国の法令の規定によりその外国において同法第29条の登録と同種類の登録(その登録に類するその他の行政処分を含みます。)を受けて金融商品取引業を行う者をいいます。)以外の者において設定される暗号資産等の管理に係る勘定</p> <p>(注) 上記の「移転」は、CARF上の「外部ウォレットアドレスへの移転(Transfers to External Wallet Addresses)」に相当するものとして規定されています。</p> <p>(6) 上記(5)に掲げる事項の金額を表示する通貨の種類</p> <p>(7) その他参考となるべき事項</p>	21 ページ参照
公正市場価値額 (次ページに続く)	<p>「報告事項」の項の(5)ニからリ(23～25 ページ)までの公正市場価値額とは、次に掲げる暗号資産等の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいいます(規16の19⑤)。</p>	規16の19⑤

#### 4. 報告暗号資産交換業者等による報告に関連する用語

(報告対象外となる者、外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるもの、報告対象契約、報告対象国、特定居住地国、報告事項、公正市場価値額、特定電子支払手段)

用語	内容	参照条文
公正市場価値額 (次ページに続く)	<p>(注) この「公正市場価値額」は、CARF 上の「公正市場価値 (fair market value)」に相当するものとして規定されています。</p> <p><b>(1) 「報告事項」の項の(5)ニの交換による譲渡 (23 ページ) をした暗号資産等…次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額</b></p> <p>イ その譲渡をした暗号資産等に係るその譲渡の時ににおける売買価格 (その報告暗号資産交換業者等が暗号資産等の種類ごとにその売買の価格として合理的な方法 (その方法が2以上ある場合には、いずれかの方法に限ります。) を継続して適用することにより算出した金額をいいます。この項において同じです。) がある場合…その売買価格</p> <p>ロ その譲渡により交換した他の暗号資産等に係るその譲渡の時ににおける売買価格がある場合 (上記イに掲げる場合を除きます。) …… その売買価格</p> <p><b>(2) 「報告事項」の項の(5)ホの交換による取得 (23 ページ) をした暗号資産等…次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額</b></p> <p>イ その取得をした暗号資産等に係るその取得の時ににおける売買価格がある場合…その売買価格</p> <p>ロ その取得により交換した他の暗号資産等に係るその取得の時ににおける売買価格がある場合 (上記イに掲げる場合を除きます。) …その売買価格</p> <p><b>(3) 「報告事項」の項の(5)へ、ト若しくはリの移転又はチの受入れ (23～25 ページ) ((3)において「移転等」といいます。) をした暗号資産等…次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額</b></p> <p>イ その移転等をした暗号資産等に係るその移転等の時ににおける売買価格がある場合…その売買価格</p> <p>ロ その移転等の時において報告暗号資産交換業者等の会計帳簿にその移転等をした暗号資産等と同種類の暗号資産等の価額が記載されていた場合 (上記イに掲げる場合を除きます。) …その記載</p>	前ページ参照

#### 4. 報告暗号資産交換業者等による報告に関連する用語

(報告対象外となる者、外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるもの、報告対象契約、報告対象国、特定居住地国、報告事項、公正市場価値額、特定電子支払手段)

用語	内容	参照条文
公正市場価値額	<p>されていたその同種類の暗号資産等の価額</p> <p>ハ 上記イ及びロに掲げる場合以外の場合…その移転等をした暗号資産等に係るその移転等の時における売買価格に準ずるものとして暗号資産等の種類ごとに合理的と認められる方法(その方法が2以上ある場合には、そのうち最も合理的と認められる方法)により算出した金額</p> <p>(注) 上記ハに掲げる場合については、CARF のコメントリーにおいて、報告暗号資産サービス・プロバイダは、次に掲げる評価方式により、順次依拠しなければならない旨が定められています。</p> <p>a 会計上の簿価を用いることができない場合には、第三者である会社又はウェブサイトが提供する、関連暗号資産の最新の価格を集計した価値を用いなければならない(ただし、その第三者が用いる評価方式が信頼できる価値の指標を提供するものであると合理的に期待できる場合に限る。)</p> <p>b 上記aに掲げる評価方式を用いることができない場合には、報告暗号資産サービス・プロバイダによる関連暗号資産の最新の評価価値を用いなければならない。</p> <p>c 上記a及びbに掲げる価値がまだ付されていない場合には、最終手段として、合理的な見積額を用いることができる。</p>	<p>25 ページ参照</p>
特定電子支払手段	<p><b>次に掲げるものをいいます(規 16 の 19④五ロ)。</b></p> <p>(1) 資金決済法第2条第5項第1号から第3号までに掲げるもの</p> <p>(2) 資金決済法第2条第6項に規定する物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために特定の者に対して使用することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されている同条第7項に規定する通貨建資産に限るものとし、上記(1)に掲げるもの、金商法第2条第1項に規定する有価証券、同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利、電子記録債権法第2条第1項に規定する電子記録債権その他これらに類するものを除きます。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの</p>	<p>規 16 の 19④五ロ</p>

## 5. 索引

用語	ページ	用語	ページ	用語	ページ
(あ) 暗号資産等	<a href="#">4・5</a>	住所等所在地国	<a href="#">15</a>	(は) 報告暗号資産交換業者等	<a href="#">3・4</a>
暗号資産等取引	<a href="#">6</a>	住所等所在地国情報	<a href="#">15</a>	報告事項	<a href="#">21～25</a>
暗号資産等取引実施者	<a href="#">3</a>	新規届出書	<a href="#">11</a>	報告対象外となる者	<a href="#">18</a>
遺産法人等	<a href="#">12</a>	新情報	<a href="#">16・17</a>	報告対象契約	<a href="#">20</a>
異動届出書	<a href="#">11</a>	(た) 特定居住地国	<a href="#">21</a>	報告対象国	<a href="#">21</a>
営業所等	<a href="#">4</a>	特定組合員等	<a href="#">9・10</a>	法人確認書類	<a href="#">13・14</a>
(か) 外国政府又は外国の地方 公共団体に準ずるもの	<a href="#">19・20</a>	特定信託受託者	<a href="#">12</a>	法人等	<a href="#">12</a>
居住地国	<a href="#">11・12</a>	特定対象者	<a href="#">7</a>	法人番号確認書類	<a href="#">12・13</a>
公正市場価値額	<a href="#">25～27</a>	特定電子支払手段	<a href="#">27</a>	法人番号保有者	<a href="#">13</a>
(さ) 実質的支配者	<a href="#">9</a>	特定法人	<a href="#">7～9</a>	本店所在地国情報	<a href="#">16</a>